

募 集 要 領
(通所介護事業者用)

防衛省陸上自衛隊
東立川駐屯地業務隊

募 集 要 領

1 概 要

東京都立川市栄町一丁目6番地の1に所在する防衛省立川宿舎の附帯施設共用棟(以下「共用棟」という。)において、地域への貢献を目的とした福祉サービスを提供するため、通所介護(デイサービス)事業所の設置及び運営に当たる事業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 公募参加資格

本事業に応募することができる者は、法人であり、かつ、以下の条件を全て満たすものとする。

- (1) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)又は同等の資格を有すること。
- (2) 現に、「介護保険法」(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者又は同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者として指定され、かつ、事業運営の実績を有すること。
- (3) 同法第77条、第78条の10等に基づく指定取消処分を受けていないこと(過去5年間)。
- (4) 本事業の遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (5) 本事業の全部又は一部を第三者に譲渡することなく、本事業の社会的役割及び事業者としての使命を認識し、本事業の全てを自社の責任で適正に履行できること。
また、業務の一部を委託する場合は、事前に東立川駐屯地業務隊の同意を得ること。ただし、この場合にあっても、委託した事業内容の全てに対する責任を負わなければならない。
- (6) 法人としての財政状況、損益状況及び資金状況が良好であり、かつ、本事業の実施を保証できる能力・体制を有すること。
- (7) 国有財産使用許可書の使用許可条件を全て遵守できること。
- (8) 本募集要領及び「仕様書」(別途配布)の記載事項を全て遵守できること。
- (9) 本事業に関する協定を締結し、その内容を全て遵守できること。
- (10) 次の「3 公募への参加を認めない者」に該当しないこと。

3 公募への参加を認めない者

- (1) 法人の役員等(法人の役員、支店・営業所の代表者及びその他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営等に協力又は関与している者
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを不当に利用するなどしている者
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 暴力団若しくは暴力団員又は本項(2)から(5)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者

(7) 「予算決算及び会計令」(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当する者

(8) 契約担当官等から指名停止の措置を受け、当該措置の期間中にある者

(9) 現に指名停止の措置を受けている者と資本関係又は人的関係にある者であって、現に指名停止の措置を受けている者の利益を図る等の目的で防衛省と契約を締結しようとする者

なお、「資本関係又は人的関係にある」とは、次に定める基準に該当する場合をいう。

ア 資本関係にある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する場合。ただし、(ア)については子会社(「会社法」(平成17年法律第86号)第2条第3号及び「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)第3条に規定する子会社をいう。以下同じ。)が、また、(イ)については子会社の一方が、「会社更生法」(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は「民事再生法」(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社(「会社法」第2条第4号及び「会社法施行規則」第3条に規定する親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係にある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する場合。ただし、(ア)については、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の「会社更生法」第67条第1項又は「民事再生法」第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による契約、国有財産の使用許可受け等が、他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視され得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

4 公募概要(設置条件)

(1) 設置根拠及び形態

「国有財産法」(昭和23年法律第73号)第18条第6項に基づく行政財産の使用許可による通所介護事業所の設置及び運営

(2) 設置場所

所在地 東京都立川市栄町1-6-1

名称 防衛省立川宿舎附帯施設共用棟

数量 93.50㎡(建物)、駐車場2台分(工作物)

(3) 設置業種

通所介護事業(主に地域密着型通所介護)

※ その他の地域密着型サービス事業、訪問介護等の居宅サービス事業及び介護予防・日常生活支援総合事業を併せて運営することも可能。ただし、この場合は、公募元の事前同意を必要とする。

(4) 設置期間(国有財産使用許可期間)

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの間

※ 公募元及び防衛省所管国有財産部局長(北関東防衛局長)が必要と判断する場合は、設置期間を令和19年3月31日まで更新することができる。

- (5) 国有財産使用料
防衛省所管国有財産部局(北関東防衛局)の算定による。
- (6) その他
詳細は、別添「仕様書」のとおり。

5 公募への参加希望通知等

- (1) 通知期限
令和8年8月25日(火)午後5時00分まで
- (2) 通知内容
 - ア 事業者名、法人の種類、所在地、業種、事業内容等
 - イ 代表者の役職・氏名
 - ウ 担当者の役職・氏名・連絡先
 - エ 説明会参加予定者の役職・氏名・連絡先
- (3) 通知要領
本公募「公告」別紙様式「通所介護事業所公募への参加希望通知書」に必要な事項を記入し、上記期限までに11 問合せ先宛にメールにより通知
- (4) 公募説明会
公募参加希望事業者に対する説明会については、別途連絡する。
なお、当該説明会に参加しない事業者は、本公募への参加を認めない。

6 応募手続等

- (1) 申請書等の提出
設置を希望する者は、以下のとおり、関係書類を示された要領で提出すること(提出された書類は返却しない。)
なお、関係書類の不備又は応募資格を欠くと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。
 - ア 提出書類
 - (ア) 申請書(別紙様式第1) 1部
 - (イ) 申請書添付書類 各1部
公募に参加する者に必要な資格を確認するため、次の関係書類を併せて提出すること。
 - a 業務確約書(別紙様式第2)
 - b 誓約書(別紙様式第3)
 - c 役員名簿(別紙様式第4)
 - d 印鑑証明書(発行後3か月以内のもの)
 - e 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)の資格審査結果通知書の写し。
ただし、有資格者のみ提出(当該資格審査結果通知書を提出する者は、次のf、g及びhの書類提出を省略することができる。)
 - f 法人の登記簿謄本(発行後3か月以内のもの)
履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書
 - g 財務諸表
直近の(申請日直前1年以内に確定した)営業報告書(事業報告書、決算報告書、収支計算書等)、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、利益処分計算書及び附属明細表
 - h 直近の法人税に関する次の納税証明書(発行後3か月以内のもの)
 - (a) 納税証明書「その2」(所得金額の証明)
 - (b) 納税証明書「その3の3」(未納の税額がないことの証明)

i 指定(更新)通知書の写し

都道府県知事又は市町村長が発行した、居宅サービス又は地域密着型サービスを行う事業所及びサービス種別ごとの最新の「指定(更新)通知書」の写しを提出

なお、東京都又は立川市が発行した指定(更新)通知書を未取得の事業者については、既に指定(更新)通知書を取得し、かつ、実際に運営している事業所に係る通知書を提出すること。

j 居宅サービス事業又は地域密着型サービス事業の運営実績

以下に掲げる事項について記述すること。

なお、記述に当たっては、本事業所と同等規模で、かつ、本事業施設の最も近くで運営する事業所に係る実績を記述すること。

(a) 事業所名称

(b) 所在地

(c) 開所年月日

(d) 平面図

(e) 利用定員

(f) 職員数(管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員等の内訳を記載)

(g) 職員の平均勤続年数

(h) 事業内容

- ・ 提供しているサービスの種別
- ・ サービス種別ごとの対象区域
- ・ 前年度の月平均利用者数(総数及びサービス種別ごとの数)

k 事業所の評価に関する資料

居宅サービス事業所については、現に提供しているサービスの質に係る自己評価を記述し、外部評価を導入している事業所においては、その結果及び改善状況について記述。また、地域密着型サービス事業所については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第34号)第34条第1項に規定する運営推進会議による評価を提出(添付)すること。

なお、評価対象となる事業所については、本事業所と同等規模で、かつ、本事業施設の最も近くで運営する事業所の評価を、事業所名を明記の上、記述すること。

1 居宅サービス事業又は地域密着型サービス事業の運営において生じた苦情等への対応

以下に掲げる事項について記述すること。

なお、記述に当たっては、本事業所と同等規模で、かつ、本事業施設の最も近くで運営する事業所に係る苦情等の実績を、事業所名を明示の上、記述すること。

(a) 運営する事業所の利用者又はその家族等から、事業所に対してなされた苦情等の件数、及びその苦情内容と対応状況について(令和7年4月1日から本公募に応募するまでの間)

(b) 運営する事業所の利用者又はその家族等から、市役所等自治体(高齢福祉課、介護保険課窓口など)、老人介護支援センター、地域包括支援センター等に対し相談のあった苦情等の件数、及びその苦情内容と対応状況の細部について(令和6年4月1日から本公募に応募するまでの間)

(c) 運営する事業所の利用者又はその家族等から、国民健康保険団体連合会に対し申立てのあった苦情等の件数、及びその苦情内容と対応状況の細部について(令和5年4月1日から本公募に応募するまでの間)

(ウ) 営業経歴書(別紙様式第5) 14部(正本1部・副本13部)
会社・法人の商号・名称、所在地、代表者役職・氏名、本社連絡先、主な営業所、営業経歴、財政状況、従業員・営業所数、主な営業品目、営業年数等が記載されたもの。これらの内容が記載されたパンフレット等の添付可

(エ) 企画提案書(別紙様式第6) 14部(正本1部・副本13部)

以下に掲げる事項について、必ず全て記述すること。

なお、記述に当たっては、本事業所と同等規模で、かつ、本事業施設の最も近くで運営する事業所に係る実績を、事業所名を明記の上、記述すること。

- a 介護理念、企業方針等
- b 介護サービス等の事業内容
- c 通所介護事業の運営要領
- d 通所介護サービスの受入れ可能な要介護状態区分等
- e 利用者家族への説明、連絡・連携要領及び苦情・相談対応
- f 事業所の衛生管理及び介護従事者の安全確保のための措置
- g 事業所等における感染症の予防及び処置・対策
- h 勤務体制の確保
- i 事業所の安全管理及び非常災害対策
- j 地域との連携

(オ) 企画提案書付属書類 14部(正本1部・副本13部)

企画提案書に関する具体的な説明・補足資料(ただし、企画提案書を理解する上で、必要と思われる場合に添付)

イ 提出期限

令和8年8月28日(金)午後4時00分(必着)

ウ 提出要領

(ア) 提出書類の規格

原則として日本産業規格A列4番を使用し、A列4番より大きな紙を用いる場合は、A列3番を使用すること。ただし、これにより難しい場合あるいはパンフレット等の冊子を添付する場合は、この限りではない。

(イ) 提出書類の綴(と)じ方

- a 綴じる必要のある書類は、左上ホッチキス綴じとする。
- b インデックス貼付、綴じ穴及び簿冊綴じは不要とする。

(ウ) 正本書類(1部)

前記アの(ア)から(オ)までの書類(各1部)を一括し、A4透明ファイルに入れる。この際、書類名一覧を記載した「目次」を1枚目に添付すること。

(エ) 副本書類(13部)

前記アの(ウ)から(オ)までの書類(各1部)を一括してA4透明ファイルに入れたものを、13部作成する。

エ 提出先

11 問合せ先に同じ。

(2) 応募者の失格等

次のいずれかに該当する行為があった場合は、無効又は失格とする。

ア 提出書類等を示された期日までに提出しない場合

イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ 過去(又は現在)、防衛省(防衛省共済組合を含む。)に支払う国有財産使用料(共済組合の場合は管理手数料等)あるいは光熱水料を滞納したことがある(している)場合

カ その他公募手続の透明性・公平性・公正性を阻害する行為又はコンプライアンス違反と認められる場合

(3) 提出書類の変更禁止

原則として、提出後の書類の変更(修正、差し替え、削除、追加)は認めない。

7 選考の方法

- (1) 提出された申請書、企画提案書等に基づき、書類審査等による総合的評価を実施し、事業者を選考し決定する。
- (2) 選考過程において、必要に応じ、応募事業者によるプレゼンテーションの場を設定する。ただし、その日程等については、書類審査により選考された事業者に別途通知する。
- (3) 選考した事業者に辞退あるいは失格等があったときは、次点の者を候補者とする場合がある。
- (4) 審査結果及び選考結果については、異議を申し立てることはできない。

8 選考結果の通知

(1) 事業者決定日

令和8年10月9日(金)予定

(2) 通知要領

東立川駐屯地業務隊厚生科所管の掲示板に選考結果を掲示(決定日の午前9時00分)するとともに、採用決定事業者に対しては電話及び文書等により通知

9 事業者決定後の協定締結及び書類提出

決定通知を受けた事業者は、本事業の開始に当たり、事前に東立川駐屯地業務隊長と「協定書」を取り交わすとともに、以下のとおり、必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 誓約書及び役員名簿(別途配布・指示)
- イ 国有財産(建物・工作物)使用許可申請に係る書類(別途配布・指示)
- ウ 協定書(締結後、記名・押印したもの)
- エ 設置する案内板、看板等の種類等
事業所外に設置する必要がある場合に提出
- オ その他
必要に応じ陸上自衛隊東立川駐屯地業務隊厚生科が指示する書類

(2) 提出先

11 問合せ先に同じ。

(3) 提出期限

- ア 誓約書、役員名簿及び国有財産使用許可申請に係る書類
令和8年10月20日(火)午後4時00分
- イ 上記以外の書類
別途指示

10 その他

本募集要領に記載のない事項については、陸上自衛隊東立川駐屯地業務隊厚生科の指示によるものとする。

11 問合せ先

陸上自衛隊東立川駐屯地業務隊厚生科厚生班(担当:永井)

(住 所) 〒190-8585

東京都立川市栄町一丁目2番地の10

(電話番号) 042-524-4131(代表)

(内線) 373 (FAX : 379)

(E-mail) wlf-htatikawagsvc-ea@inet.gsdf.mod.go.jp (厚生科 永井)

※ 窓口・電話対応時間帯

土・日・祝日を除く、平日の午前9時00分から午後1時00分までの間及び
午後2時00分から午後5時00分までの間

なお、令和8年8月8日(土)から同年8月16日(日)までの間は、夏季休暇期間
のため、対応いたしかねますのでご注意ください。

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
東立川駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地
〒

フリガナ
商号又は名称
（会社名等）

フリガナ
代表者役職・氏名

印

フリガナ
担当者役職・氏名

電話番号
FAX 番号
E-mail

東京都立川市栄町一丁目 6 番地の 1 に所在する防衛省立川宿舎共用棟内において、通所介護事業所を設置し運営することについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

【申請を行う業種】

業 種	場 所
	防衛省立川宿舎附帯施設共用棟

注： 商号又は名称、代表者及び担当者氏名にフリガナを振り、申請印は登録印を使用すること。

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
東立川駐屯地業務隊長 殿

「防衛省立川宿舎共用棟内における通所介護事業」の応募に関し、仕様書に定める事項を適正に履行できることを確約します。

本社（店）所在地
〒

フリガナ
商号又は名称
（会社名等）

フリガナ
代表者役職・氏名

印

フリガナ
担当者役職・氏名

電話番号

FAX番号

E-mail

注： 商号又は名称、代表者及び担当者氏名にフリガナを振り、押印は登録印を使用すること。

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付け（使用許可）を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式第4により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件(使用許可物件)を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件(使用許可物件)を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ(※1)、政治活動標ぼうゴロ(※2)、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管

国有財産部局長

北関東防衛局長 殿

令和 年 月 日

所在地

〒

TEL :

会社名等

役職・代表者名

印

令和 年 月 日

役 員 名 簿				
商号又は名称				
所 在 地				
役 職 名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	性 別	住 所

営 業 経 歴 書

作成日 令和 年 月 日現在

登記事項証明書記載の本社(本店)及び代表者に関する情報				
商号又は名称				
所在地	〒			
代表者	役 職		氏 名	
本 社 (本 店) 連 絡 先				
現 住 所	〒			
ホームページ				
メールアドレス				
電 話 番 号			F A X 番 号	
営 業 所 一 覧 (主 要 な 3 か 所 の み 記 入)				
支店及び営業所名	郵便番号	所 在 地		電話番号(F A X 番号)
主 な 営 業 実 績				
年 月	営 業 経 歴			
資 本 金	売上高(前年度)	従 業 員 数	営業所・店舗数	主 な 営 業 品 目
万円	万円	人	か所	
営 業 年 数	設立年月日 引継事業開始年月	法人登記した 年 月 日	休業した期間	営業年数 ※ 休業期間は差引
	年 月 日	年 月 日	自 : 至 :	設 立 時 から 満 年 法 人 登 記 から 満 年

企 画 提 案 書

事業者名：

a 介護理念、経営方針等

「社会福祉法」及び「老人福祉法」に規定する基本的理念や地域福祉への貢献に対する考え方、並びに福祉サービス提供に当たっての留意事項を記述
また、その他アピールしたい事項があれば記述（400字基準）

b 介護サービス等の内容

実施する介護サービス等の種別、利用定員、営業日及び営業時間、対象区域等を記述（400字基準）

c 通所介護事業の運営要領

運営方針及び基本的なサービスの項目・内容を400字基準で記述。併せて「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等事業基準」という。）第100条、又は「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス事業基準」という。）第29条に規定する「運営規程」(案)を添付

- d 通所介護サービスの受入れ可能な要介護状態区分等
受入れ可能な要介護状態区分等及び利用実績を記述（400字基準）
※ 「受入れ可能な要介護状態区分等」は、本公募事業施設での予定を記述
※ 「利用実績」は、本事業所と同等規模で、かつ、本事業施設の最も近くで運営
する事業所に係る実績を、事業所名を明示の上記述

e 利用者家族への説明、連絡・連携要領及び苦情・相談対応

「指定居宅サービス等事業基準」及び「指定地域密着型サービス事業基準」に規定する、人的体制及び設備・運営に係る重要事項等についての利用者家族への説明、利用者家族との連絡・連携要領、苦情・相談があった場合の具体的な対応要領等を記述（400字基準）

f 事業所の衛生管理及び介護従事者の安全確保のための措置

「指定居宅サービス等事業基準」第104条及び「指定地域密着型サービス事業基準」第33条に規定する衛生管理等、及び介護従事者の安全(心身の健康管理、労働安全と事故防止等)の確保を具現する措置を記述。ただし、感染症の予防・対策については次項に記述すること。(400字基準)

g 事業所等における感染症の予防及び処置・対策

事業所施設及び介護従事者並びに利用者及びその家族等に係る感染症に対する予防措置及び感染症発生時における処置・対策を記述

また、「指定居宅サービス等事業基準」第104条第2項及び「指定地域密着型サービス事業基準」第33条第2項に規定する措置すべき事項の具体的な実施内容を記述（字数制限なし。）

h 勤務体制の確保

「指定居宅サービス等事業基準」第101条及び「指定地域密着型サービス事業基準」第30条に規定する「勤務体制の確保等」を具現する措置を記述（400字基準）

i 事業所の安全管理及び非常災害対策

事業所における事故防止策について記述するとともに、「指定居宅サービス等事業基準」第103条、及び「指定地域密着型サービス事業基準」第32条に規定する「非常災害に関する具体的計画」の策定、その内容の周知教育及び避難訓練等の実施について記述（400字基準）

j 地域との連携

「指定居宅サービス等事業基準」第104条の2第1項及び「指定地域密着型サービス事業基準」第34条第3項に規定する地域との連携等を具現する措置を記述。また、「運営推進会議」をはじめ、地域活動への参加、地域との交流行事、地域住民も参加した防災・避難訓練等に係る実施計画の骨子(予定する活動の内容とその狙い及び年間の実施回数等)を記述 (400字基準)

通所介護事業所の設置及び運営に関する協定書(案)

陸上自衛隊東立川駐屯地業務隊(以下「甲」という。)と株式会社●●●●●代表取締役○○○○(以下「乙」という。)は、防衛省立川宿舎附帯施設共用棟における通所介護事業に関して、本公募における「仕様書」の内容を遵守するほか、細部事項について下記のとおり協定を締結する。

記

1 応募書類の内容の遵守

乙は、自ら提出した企画提案書などの応募書類に基づき事業を適正に履行するものとし、応募書類の内容について変更の必要が生じた場合は、速やかに甲に届け出た上、同意を得なければならない。

2 設置条件

(1) 設置根拠及び形態

「国有財産法」(昭和23年法律第73号)第18条第6項に基づく行政財産の使用許可による通所介護事業所の設置及び運営

(2) 設置場所の所在地・名称

ア 所在地 東京都立川市栄町1-6-1

イ 名称 防衛省立川宿舎附帯施設共用棟
(共用棟の一部を施設として使用)

(3) 設置業種

通所介護事業(主に地域密着型通所介護)

※ その他の指定地域密着型サービス事業、訪問介護等の指定居宅サービス事業及び介護予防・日常生活支援総合事業を併せて運営することも可能。

ただし、この場合は、甲の事前同意を必要とする。

(4) 設置期間(国有財産使用許可期間)

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの間

※ 甲及び防衛省所管国有財産部局長(北関東防衛局長)が必要と判断する場合は、設置期間を令和19年3月31日まで更新することができる。

(5) 使用料

防衛省所管国有財産部局の算定による。

※ 使用料は、毎年度改定され、乙に対して改定額が通知される。

3 事業運営上の通知・届出義務

乙は、次に掲げる場合には、甲に対して速やかに通知又は届出を行わなければならない。

(1) 「仕様書」、乙が甲に提出した「企画提案書」及び「誓約書」の内容に違反する行為や事実の存在が明らかになった場合、あるいはその蓋然性が高い場合

(2) 通所介護事業者としての資格を喪失した場合、あるいは本事業者が指定取消処分を受けた場合

(3) 法人としての財政状況、損益状況、資金状況等が悪化し、本事業の継続が著しく困難となった場合、あるいは本事業からの撤退が予測される場合

(4) 乙の従事者の故意又は過失により、施設利用者又はサービス利用者等に対し、重大な被害や損害を発生させ、かつ、当該事象に関し報道の可能性がある場合

(5) 本事業所に対する放火被害、事業所内における失火による焼損など施設火災につながりかねない事故の発生、あるいは現に火災を発生させた場合

(6) 乙の従事者及び施設利用者のうち複数の者が、ほぼ同時期に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)に規定する感染症又は食中毒の疑いのある症状を呈する等、集団感染又は集団発生の可能性がある場合

(7) 「誓約書」の第3項の措置をとった場合

4 書類の提出

(1) 乙は、会計年度における本事業に関する収支計算書を翌年度5月末日までに、甲(担当職員)に提出すること。

(2) 指定・指定更新・指定決定通知書

乙は、都道府県知事・市町村長が発行する事業所・事業者及びサービス種別に係る指定・指定更新・指定決定通知書について、更新、新たな指定・決定等がなされたときは、甲に対して当該通知書の写しを速やかに提出すること。

また、既に甲に提出した指定・指定更新・指定決定通知書が、指定取消あるいは不決定等により効力を失ったときは、直ちに甲に対して文書をもって通知すること。

5 協定期間等

(1) 本協定は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までを対象とする。ただし、「仕様書」に示す事業期間が更新された場合は、本協定書についても当該更新期間を新たな協定期間として更新することができる。

(2) 本協定書に記載のない事項については、必要の都度、甲及び乙の間で協議の上、決定するものとする。

本協定書の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者双方が記名・押印の上、各1通を所持するものとする。

令和 9年 4月 1日

甲：東京都立川市栄町一丁目2番10号

陸上自衛隊

東立川駐屯地業務隊長

□等陸佐 □ □ □ □ 印

乙：本社(店)所在地

商号又は名称

代表者役職・氏名

印